８　事業者数のうち、「ＭＮＯであるＭＶＮＯ」の項については、ＭＮＯに対して携帯電話サービスを提供している場合には、当該ＭＮＯの数を記載すること。

［削る］

［９～12　略］

様式第12（第２条第１項関係）

電気通信役務契約等状況報告
契約数

年　月　日現在

サービスの種類　三・九一四世代移動通信アクセスサービス（再掲）

事業者名

［表　略］

［注１～３　略］

４　三・九一四世代移動通信アクセスサービス及び第五世代移動通信アクセスサービスを一の契約で提供している場合には、当該契約に係るものを除くこと。

５　通信モジュール向けに提供しているサービスがある場合には、「参考事項」の項に、セルラーＬＰＷＡを使用する携帯電話及びセルラーＬＰＷＡ以外を使用する携帯電話ごと（契約約款等において細区分がある場合には、その細区分ごと）に、その契約数を記載すること。

６　注５に定めるもののほか、注記すべき事情がある場合には、「参考事項」の項にその内容を記載すること。

７　［略］

様式第12の２（第２条第１項関係）

電気通信役務契約等状況報告
契　約　数

年　月　日現在

サービスの種類　第五世代移動通信アクセスサービス（再掲）

事業者名

契約数	
	提供する回線において、音声伝送役務が提供されていないもの
参　考　事　項	

注１　契約約款等において規定するサービスの細区分ごとに別葉とすること。

２　一の契約で複数の回線を保有する契約形態の場合は、当該回線数を契約数として報告すること。

７　事業者数のうち、「ＭＮＯであるＭＶＮＯ」の項については、ＭＮＯにより仮想移動電気通信サービスが提供されている場合には、当該ＭＮＯであるＭＶＮＯの合計数を記載すること。

８　括弧内には、契約数又は事業者数のうち、三・九一四世代移動通信システムを使用する携帯電話に係るものの合計数を記載すること。

［９～12　同左］

様式第12（第２条第１項関係）

電気通信役務契約等状況報告
契約数

年　月　日現在

サービスの種類　三・九一四世代携帯電話アクセスサービス（再掲）

事業者名

［表　同左］

［注１～３　同左］

［新設］

［新設］

４　注記すべき事情がある場合には、「参考事項」の項にその内容を記載すること。

５　［同左］

［新設］